

法科大学院教育と司法修習の 連携について

司法研修所事務局長 石井芳明

司法修習について

- 法曹となるためには、司法試験に合格した後、1年間の司法修習を終えることが必要
 - * 導入修習、分野別実務修習・選択型実務修習、集合修習
- 法科大学院で学んだ法理論教育及び実務の基礎的素養を前提として、法律実務に関する汎用的な知識や技法等を備えた法曹を養成
- 今年度から修習開始時期が3月下旬に変更
 - ⇒卒業後間を置かず司法修習が開始
 - ⇒法科大学院教育との連携はより重要に



現在の修習日程（参考）

令和6年度（77期）司法修習スケジュール

R6

R7



法科大学院との連携

- 法科大学院教育と司法修習との連携を図るため、法科大学院協会と司法研修所との間で、意見交換会を定期的を実施
 - カリキュラムに関する事項を話題とするほか、同じテーマに関する相互の講義をあらかじめ視聴するなどした上で、講義のポイント等につき意見交換
 - 近時の意見交換のテーマ
 - 令和5年9月 民法における「物権変動」
 - 令和6年2月 刑法における「共謀」
 - 令和6年8月 法科大学院のカリキュラム変更や学生の実情等
 - 令和6年10月 民事模擬裁判（予定）
-

法科大学院との連携

- 連携を通じ、法科大学院教育の中で、司法修習をより意識してもらう契機となっているものと思慮
(和田教授の資料から引用)
「少なくとも裁判手続のイメージ形成まで指導する必要があると分かった」
「実務における手続の具体的イメージをもって教育することが重要であることが、改めて認識された」
 - 司法研修所としても、法科大学院における教育の実態を把握できることは、司法修習のカリキュラム等を検討する上で有益
 - このような枠組みでの継続的な連携が重要
-

今後の期待、課題

- 法科大学院で、法理論に加えて実務の基礎知識を学ぶことは、司法修習を円滑・効果的に行う上で重要
 - ⇒連携がより密になることで、スムーズに修習に入れることが期待される
 - いわゆるギャップタームの解消により、修習生の学修に対する動機付けが続いているとの指摘もあり、このような傾向には今後も期待
 - 他方、（法科大学院修了生に限らず）基本的な知識の定着が不十分な者への修習指導は引き続き課題
 - ⇒法科大学院教育との連携をより一層充実させていきたい
-

ご清聴ありがとうございました
